

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和3年11月15日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>4 情報提供機能: 各業務で管理している行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<p>・検診対象者抽出処理時点で本市に住所を有する者。各検診の対象年齢等は下記の通りとする。</p> <p>歯周病検診 : 男女40・50・60・70歳            肝炎ウイルス検診 : 男女40歳以上でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方            胃がん検診 : 男女50歳以上            ピロリ菌検査 : 男女40・45歳            大腸がん検診 : 男女40歳以上            肺がん検診 : 男女40歳以上            乳がん検診 : 女性40歳以上            子宮がん検診 : 女性20歳以上</p> <p>・検診結果などを通じて保健指導が必要であると認められた者。            ・開催される各種健康教育に申込みをした者。</p>
その必要性	健康増進法に基づき、国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するため、また治療の状況や事後の指導を適切に行うこと、治療費を削減するための施策などを検討するための情報として、必要事項を記録・管理する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報            [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報            [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)            [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報            [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1	システムの運用保守
①委託内容	健康管理システムの運用保守
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102の2項
②提供先における用途	住民が過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資する。
③提供する情報	検診の受診の有無 受診年月日 検診実施機関の名称 受診時の年齢 個別か集団実施 検診結果 精密検査受診が必要である旨の通知があった者に精密検査受診の有無 受診の年月日 実施した機関 の名称 精密検査結果
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・検診対象者 歯周病検診 : 男女40・50・60・70歳 肝炎ウイルス検診 : 男女40歳以上でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方 胃がん検診 : 男女50歳以上 大腸がん検診 : 男女40歳以上 肺がん検診 : 男女40歳以上 乳がん検診 : 女性40歳以上 子宮がん検診 : 女性20歳以上  ・検診結果などを通じて保健指導が必要であると認められた者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度





## 【別添1】特定個人情報ファイル記録項目

### 【生保健診】

(基本情報) 受診日 受付番号 医療機関 受診区分  
(身体計測) 身長 体重 BMI 内臓脂肪面積 腹囲  
(診察) 既往歴 具体的な既往歴 自覚症状 自覚症状(所見) 他覚症状 他覚症状(所見)  
(血圧等) 縮小期血圧 拡張期血圧 採血時間(食後)  
(生化学検査) 中性脂肪 HDLC LDLC GOT(AST) GPT(ALT)  $\gamma$ -GTP  
(血糖検査) 空腹時血糖 随時血糖 HbA1c (腎機能検査) 血清クレアチニン eGFR (通風検査) 血清尿酸  
(貧血検査) 赤血球数 ヘマトクリット値 血色素量[ヘモグロビン値] 白血球数 血小板数  
(尿検査) 尿糖 尿蛋白 尿潜血 尿ウロビリノーゲン (心電図) 心電図(コード) 心電図(テキスト)  
(詳細健診) ヘマトクリット値 血色素量[ヘモグロビン値] 赤血球数 貧血検査(実施理由) 心電図(コード) 心電図(テキスト1) 心電図(テキスト2) 眼底検査 眼底検査(テキスト1) 眼底検査(テキスト2)  
(階層化結果) メタボリックシンドローム判定 保健指導レベル 医師の診断(判定) 医師の診断(コメント) 医師の診断(高血圧) 医師の診断(脂質異常) 医師の診断(糖尿病) 医師の診断(貧血) 医師の診断(肝疾患) 医師の診断(腎機能障害) 健康診断を実施した医師名  
(質問票) 血圧の服薬 血糖の服薬 脂質の服薬 既往歴1(脳血管) 既往歴2(心血管) 既往歴3(腎不全・人口透析) 貧血 喫煙 20歳からの体重変化 30分以上の運動習慣 歩行又は身体活動 歩行速度 1年間の体重変化 食べ方1(早食い等) 食べ方2(就寝前) 食べ方3(夜食/間食) 食習慣 飲酒 飲酒量 睡眠 生活習慣の改善 保健指導の希望

### 【胃がん健診】

(基本情報) 受診日 医療機関 備考 受診時年齢  
(一次検診) 受診番号 検査方法 検診歴 一次読影判定 一次読影判定4内訳 一次読影判定4内訳その他 二次読影判定 二次読影判定4内訳 二次読影判定4内訳その他 指示事項 ピロリ菌除菌歴 ピロリ菌除菌時期 ピロリ菌除去結果  
(精密検査) 精検受診日 精検医療機関 精検備考 精検判定 進行区分 病期 ポールマン 疾患(がん以外) 疾患(がん以外)(その他) 診断方法 診断方法(その他)

### 【肺がん検診】

(基本情報) 受診日 医療機関 備考 受診時年齢  
(一次検診) 受診番号 検診歴 一次読影所見 二次読影所見 BI指数 喫煙 総合判定  
(精密検査) 精検受診日 精検医療機関 精検備考 精検方法 精検方法(その他) X線内訳 X線内訳(その他) 内視鏡内訳 生検方法 細胞診結果(パパコロー) 組織診結果 部位 部位(その他) 精検総合判定 肺結核病期 臨床病期 その他の疾患

### 【大腸がん検診】

(基本情報) 受診日 医療機関 備考 受診時年齢  
(一次検診) 受診番号 検診歴 一回目判定 二回目判定 総合判定  
(精密検査) 精検受診日 精検医療機関 精検備考 診断方法 診断方法(その他) 大腸内視鏡部位 診断結果 大腸がん分類 疾患(がん以外) 疾患(がん以外)(その他) 大腸ポリープ内訳 大腸炎内訳 肛門疾患

### 【乳がん検診】

(基本情報) 受診日 医療機関 備考 受診時年齢  
(一次検診) 受診番号 検診歴 視触診判定 カテゴリー判定(一次) カテゴリー判定(二次) 総合判定  
(精密検査) 精検受診日 精検医療機関 精検備考 精検方法 精検方法(その他) 精検結果 病期 疾患(がん以外) 疾患(がん以外)(その他)

### 【子宮頸がん検診】

(基本情報) 受診日 医療機関 備考 受診時年齢  
(一次検診) 受診番号 検診歴 頸部細胞診クラス ベセスダ判定 総合判定  
(精密検査) 精検受診日 精検医療機関 精検備考 精検部位 精検方法 精検方法(その他) 精検判定 異形上皮内訳 頸部がん内訳 頸部がん種別 体部がん内訳 頸部精検判定 体部精検判定

### 【肝炎ウイルス(健康増進)】

(基本情報) 受診日 受診番号 医療機関 受診時年齢 (肝炎ウイルス検診) 実施区分  
(一次HCV) 判定理由 (一次HBs抗原) HBs結果 (精検情報) 精検受診日 精検医療機関  
(精検HCV) 精検HCV所見 精検HCV結果 (精検HBs抗原) 精検HBs所見 精検HBs結果  
(精検事後) 予定日 精検事後方法 実施日 精検事後結果 (補足事項) 支払月 フォロー登録

### 【歯周病検診】

(基本情報) 受診日 受診番号 受診年齢 医療機関  
(検診票) 現在歯数 補綴状況(上顎) 補綴状況(下顎) 歯肉出血 歯周ポケット 判定 連絡事項 連絡事項(紹介先)  
(問診票) 歯や口の状態 ふだんの歯磨き ふだんの歯磨き(その他) 8020運動 歯科かかりつけ医 気をつけていること 気をつけていること(その他)



**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	和歌山市個人情報保護条例及び和歌山市個人情報保護条例施行規則に基づき、守秘義務及び個人情報取扱特記事項その他の遵守を契約書に明記している。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の個人情報保護を義務付ける。		
その他の措置の内容	委託先の選定にあたっては、委託先の個人情報保護に関する安全管理措置等を確認する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ O ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くため経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生あり ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	<p>①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。</p> <p>②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。</p>
再発防止策の内容	<p>①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。</p> <p>②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。</p>
その他の措置の内容	<p>特定個人情報が保有されているサーバーの設置場所では、静脈認証での入退室管理を行っている。端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対して、システムでの自動削除は行っていない。必要に応じて削除操作を実施する。保管期間が過ぎた紙媒体については職員が直接廃棄を行う。</p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<運用における措置> ・4半期に1度の割合で、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部総務課 電話番号：073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上5丁目2番15号 和歌山市保健所地域保健課健康づくり班 電話番号：073-488-5121
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月15日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	評価書名	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目 評価者	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目 評価書	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年4月21日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市 総務局総務部市政情報課 電話番号：073-435-1314	〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市 総務局総務部総務課 電話番号：073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和4年6月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。  健康増進事業 健康増進法第十七条 健康手帳の交付 健康増進法第十九条の二 歯周病検診 肝炎ウイルス検診 がん検診 基本健診	主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二、第十九条の四の健康増進事業とする。  健康増進事業 健康増進法第十七条 健康手帳の交付 健康増進法第十九条の二 歯周病検診 肝炎ウイルス検診 がん検診 基本健診 健康増進法第十九条の四 健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		中間サーバー	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの機能		情報提供ネットワークシステムと各業務システムとの情報授受の仲介機能(符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、既存システム接続機能、記録管理機データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能等)	事前	



令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		団体内統合宛名システム	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		1 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合宛名DBに反映を行う。2 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。3 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。4 情報提供機能: 各業務で管理している行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。5 情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> その他(中間サーバー)	<input type="checkbox"/> その他(中間サーバー)	事前	
令和4年6月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	<input type="checkbox"/> 【実施しない】	<input type="checkbox"/> 【実施する】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2項	事前	

令和4年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	①入手元 【○】本人又は本人の代理人 【○】評価実施機関内の他部署 【 】地方公共団体・地方独立行政法人	①入手元 【○】本人又は本人の代理人 【○】評価実施機関内の他部署 【○】地方公共団体・地方独立行政法人	事前	
令和4年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	①入手方法 【○】紙 【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 【○】庁内連携システム 【 】情報提供ネットワークシステム	①入手方法 【○】紙 【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 【○】庁内連携システム 【○】情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	【○】行っていない	【○】提供を行っている( 1 )件	事前	
令和4年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供における用途		提供先1 市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ②住民が過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資する。	事前	
令和4年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数		③検診の受診の有無 受診年月日 検診実施機関の名称 受診時の年齢 個別か集団実施 検診結果 精密検査受診が必要である旨の通知があった者に精密検査受診の有無 受診の年月日 実施した機関の名称 精密検査結果 ④【10万人以上100万人未満】	事前	

令和4年6月20日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)</p> <p>提供先1</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>		<p>⑤・検診対象者</p> <p>歯周病検診 : 男女40・50・60・70歳</p> <p>肝炎ウイルス検診 : 男女40歳以上でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方</p> <p>胃がん検診 : 男女50歳以上</p> <p>大腸がん検診 : 男女40歳以上</p> <p>肺がん検診 : 男女40歳以上</p> <p>乳がん検診 : 女性40歳以上</p> <p>子宮がん検診 : 女性20歳以上</p> <p>・検診結果などを通じて保健指導が必要であると認められた者。</p> <p>⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度</p>	事前	
令和4年6月20日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムの接続</p>	【○】接続しない(入手)【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手)【 】接続しない(提供)	事前	
令和4年6月20日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>6.情報ネットワークシステムの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>		<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>【十分である】</p>	事前	
令和4年6月20日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムの接続</p> <p>リスク2: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>		<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くため経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>【十分である】</p>	事前	

令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【発生なし】	【発生あり】	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		スの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和4年6月20日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		特定個人情報が保有されているサーバーの設置場所では、静脈認証での入退室管理を行っている。端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。	事前	
令和4年6月20日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対して、システムでの自動削除は行っていない。必要に応じて削除操作を実施する。保管期間が過ぎた紙媒体については職員が直接廃棄を行う。	事前	